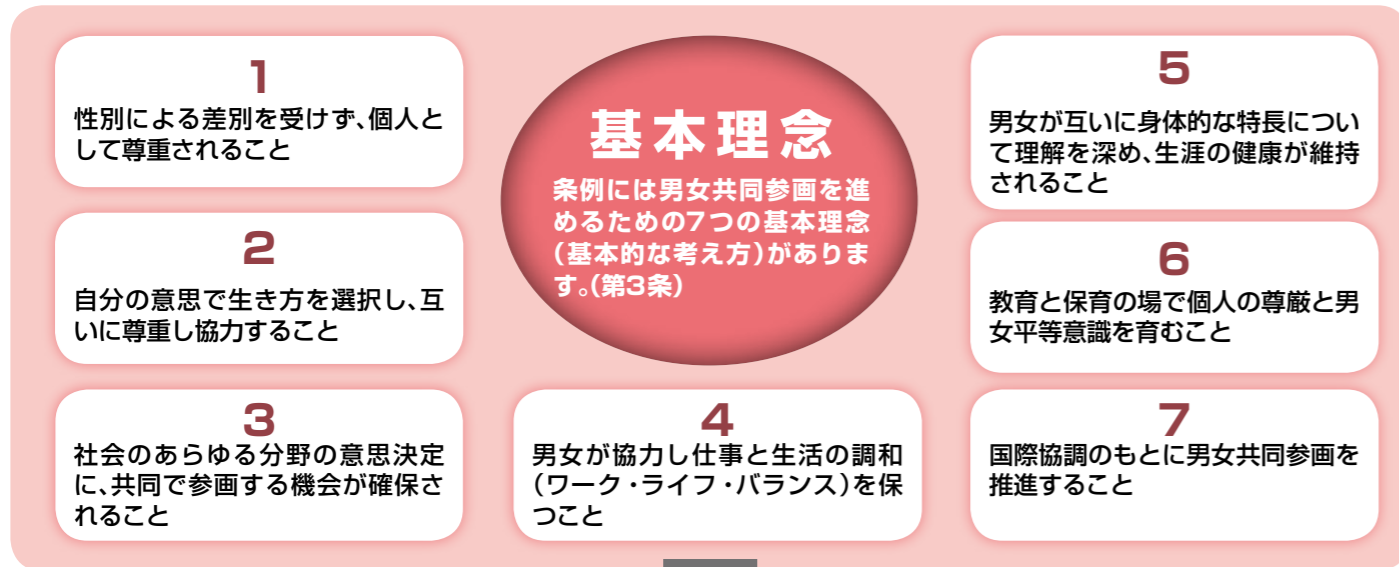


条例のしくみ



男女共同参画の推進は、市や市民の皆さん、事業者等の皆さんとが連携・協力して取り組む必要があるため、市、市民、事業者等の責務を定めています。(第4条～第6条)

市は…

- ・7つの基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む)を総合的に策定し、実施します。
- ・市民の皆さん及び事業者等の皆さん、それに国や他の地方公共団体と連携・協力して男女共同参画の推進に取り組みます。

市民の皆さんは…

- ・家庭、地域、職場、学校等あらゆる分野に主体的、積極的に男女共同参画を推進しましょう。
- ・市の施策及び調査に協力しましょう。

事業者等の皆さんは…

- ・事業活動において、性別にとらわれることなく、能力を発揮できるようにしましょう。
- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を保てる職場環境を整備しましょう。
- ・市の施策及び調査に協力しましょう。

禁止規定等(第7条～第8条)

次の行為により、性別による人権を侵害してはいけません。

性別による差別的取扱い

セクシュアル・ハラスメント

ドメスティック・バイオレンス

公衆に表示する情報は、性別の違いを背景とした人権侵害を助長する表現を用いないように配慮しましょう。

市の基本的施策等(第9条～第19条)

男女共同参画計画

年次報告

施策の推進体制の整備

広報活動等

調査等

積極的格差是正措置

活動等への支援

拠点施設

性別による人権侵害の被害者等への支援

相談への対応

苦情への対応

男女共同参画審議会(第20条～第27条)

男女共同参画の推進に関し必要な事項を調査審議するため、山形市男女共同参画審議会を設置します。

「男女共同参画のまち山形」の実現

山形市男女共同参画推進条例を施行しました

市では、市民の皆さん、事業者等の皆さんが一体となって、男女共同参画への取り組みを進めるため、平成24年3月から条例制定に向けて検討を重ねてきました。

この間、男女共同参画推進協議会での議論のほか、条例骨子案については、市民の皆さんからも「意見を聴く会」、「パブリック・コメント」において、たくさんのご意見をいただきました。

これら市民の皆さんの条例制定への関心の高さと期待を背景に、平成25年4月1日、山形市男女共同参画推進条例を施行しました。

どうして条例が必要なの？

性別にかかわらずなく、自分らしくいきいきと人生を過ごそうという考え方が、男女共同参画です。国や県でも取り組みを進めていますが、よりみなさんに近い市も積極的に取り組むべき課題です。市では「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定するなど、これまでも男女共同参画の施策に取り組んできました。

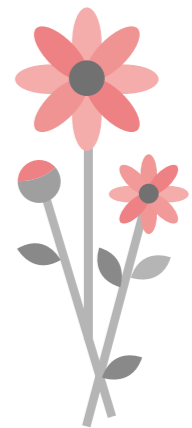
前文

個人の尊重と法の下の平等をうたう日本国憲法の下、社会のあらゆる分野において、男女の人権は、互いに尊重されることが必要である。

山形市では、市民の意識調査を行いながら「いきいき山形男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に取り組んできました。

しかしながら、性別により役割を決めず、性別による役割を今なお存在しており、職場や地域等の組織における政策・方針決定過程の中に女性の参画が少ない傾向にある。また、結婚後も働き続ける女性の割合が全国の中でも高いという特徴がありながら、家事や子育て、介護等家庭生活における役割の多くを女性が担っている。こうした状況を踏まえ、少子高齢化の

た。条例をつくることで、市としての姿勢をはっきり示すとともに、「男女共同参画のまち山形」をめざして施策を進めていきます。みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。



進展等の急激な社会経済情勢の変化に対応し、市民が安心して豊かに暮らしていくためにも、男女がさまざまな分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要である。ここに、市、市民及び事業者等が連携し、誰もがいきいきと生活できる男女共同参画社会を共に創るため、この条例を制定する。



※「山形市男女共同参画推進条例」は、市のホームページでご覧いただけます。